

令和3年度 12 月補正予算案(追加提出分)の概要

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月）を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」の申請期限延長や要件緩和等にかかる歳入歳出予算補正を実施します。

【歳入歳出予算補正】	一般会計	1 事業	2,145 百万円
【繰越明許費補正】	一般会計	1 件	

1 一般会計歳入歳出予算補正

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 2,145 百万円〔国費〕

令和 3 年 7 月から実施している生活困窮者自立支援金について、申請期限を令和 3 年 11 月末から令和 4 年 3 月末までに延長するとともに、申請要件を緩和し、再支給を実施します。

※下線部分が前回からの変更点

◆実施概要

(1) 対象者：以下のア～エの全ての要件を満たす世帯

ア 総合支援金貸付要件

総合支援資金（初回）を借り終えている世帯

要件緩和：「(再貸付)を借り終えている」から「(初回)を借り終えている」に変更

イ 収入要件

月額世帯収入が次の①、②の合計額を超えていない世帯

①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の 1/12（以下、基準額）

②生活保護の住宅扶助基準額

【参考】 1人世帯 136,000 円、2人世帯 192,000 円、3人世帯 240,000 円

ウ 資産要件

申請日における世帯の資産合計額が基準額以下の世帯（上限：100 万円）

【参考】 1人世帯 504,000 円、2人世帯 780,000 円、3人以上世帯 1,000,000 円

エ 求職活動等要件

ハローワーク、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介所での職業相談などの求職活動を行うこと、または、生活保護の申請中であること

要件緩和：求職活動先として、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介所での職業相談等を追加

(2) 支給額（月額）

1人世帯 60,000 円、2人世帯 80,000 円、3人以上世帯 100,000 円

(3) 支給期間

最大6か月間

再支給：初回支給（最大3か月間）に加え、再支給（最大3か月間）が可能

(4) スケジュール

令和3年12月～令和4年3月末 既存制度対象者の再支給申請受付

令和4年1月～3月末 要件緩和による新規対象者の申請受付

(5) 支給件数見込

既存制度対象者の再支給 約1,200件

要件緩和に伴う新規支給 約3,000件

◆補正内容

生活困窮者自立支援金の支給にかかる事業費を補正

2 繰越明許費補正

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

明許繰越額：2,145百万円〔国費〕

現計予算額：3,955百万円〔国費〕

国制度が令和4年度までの支給を想定しているため、事業費の一部を繰り越します。